

140<sup>th</sup>

想いをつむぐ。  
未来へつなぐ。

# 第116期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月26日（水曜日）  
午前10時

場所

秋田市山王三丁目2番1号  
当行本店10階大会議室

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）  
午後5時まで

株式会社 **秋田銀行**

証券コード：8343

## 目次

第116期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件	6
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件	14
(添付書類)	
事業報告	21
計算書類	47
連結計算書類	50
監査報告書	52
株主総会会場ご案内略図	

株主各位

秋田市山王三丁目2番1号  
株式会社 **秋田銀行**  
取締役頭取 **新谷 明弘**

## 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月26日（水曜日） 午前10時
2 場 所	秋田市山王三丁目2番1号 当行本店10階大会議室 ※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。
3 株主総会の 目的事項	<b>報告事項</b> (1) 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 (2) 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連 結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名 選任の件 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および 内容決定の件

#### 4 議決権行使について

##### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」(4頁)をご確認ください。

##### (3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(以上)

### インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

**当行ホームページ** <https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>

### 株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。)
- 資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内

株主総会参考書類5頁～20頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



### 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

2019年6月26日（水曜日）  
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



### 郵送による議決権行使

行使期限

2019年6月25日（火曜日）  
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



### インターネット等による議決権行使

行使期限

2019年6月25日（火曜日）  
午後5時まで

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

#### 複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- 書面とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家の  
みなさまへ

議決権行使の方法として、株式会社「C」が運営する  
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

#### インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ

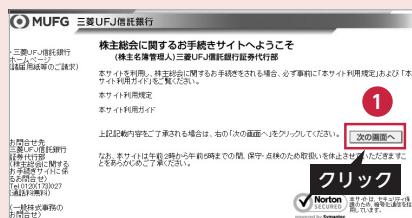
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9:00～21:00

## インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて

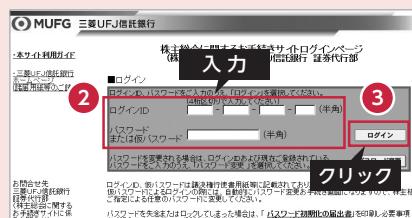
パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 1 議決権行使サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック

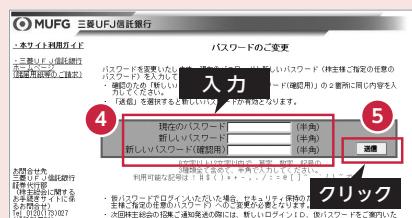
### 2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを登録する



④ 現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### スマートフォン等の場合 (QRコードを読み取る方法)

同封の議決権行使書用紙右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※「QRコードを読み取る方法」での議決権行使は1回に限ります。

※議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「仮パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いします。



#### ① ご注意

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- 携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

第116期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)	配当財産の種類	金銭といたします。
(2)	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式1株につき 金35円 総額 628,269,915円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金70円となります。
(3)	剰余金の配当が効力を生ずる日	2019年6月27日

#### 2 別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	2,000,000,000円
(2)	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	2,000,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める取締役候補者の選任方針および手続きに従い、適切に選任されていることから、特に指摘すべき事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当行における地位
1	みなとや たかお 湊屋 隆夫	再任	代表取締役会長
2	あらや あきひろ 新谷 明弘	再任	代表取締役頭取
3	ささき としゆき 佐々木 利幸	再任	専務取締役
4	くどう たかのり 工藤 孝徳	再任	常務取締役
5	はんだ なおき 半田 直樹	再任	常務取締役
6	つちや まさと 土谷 真人	再任	取締役
7	かとう たかし 加藤 尊	再任	取締役
8	みなかわ つよし 皆川 剛	新任	執行役員
9	つじ よしゆき 辻 良之	再任 社外	社外取締役
10	さかき じゆんいち 榊 純一	再任 社外 独立	社外取締役
11	なかた なおふみ 中田 直文	新任 社外	—

候補者  
番号

1

みなと や  
湊屋

たか お  
隆夫

(1951年9月25日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 再任  
3,940株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年4月	当銀行入行	2009年6月	同	代表取締役専務
1997年6月	同 本店営業部次長兼外国為替課長	2011年6月	同	代表取締役専務営業本部長
1999年2月	同 仙台支店長	2013年6月	同	代表取締役頭取
2001年6月	同 取締役審査部長兼企業経営支援室長	2017年6月	同	代表取締役会長（現任）
2005年6月	同 取締役執行役員営業本部長兼営業支援部長			
2007年6月	同 常務取締役			

取締役候補者  
とした理由

湊屋隆夫氏につきましては、経営企画、営業推進、有価証券運用、融資審査等の銀行業務全般にわたる豊富な経験により各分野の専門能力を有するとともに、営業店長を経験するなど幅広い業務に精通しております。また、2013年6月の頭取就任以降、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、成長戦略の推進を指揮してきました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

あら や  
新谷

あき ひろ  
明弘

(1955年2月9日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 再任  
3,200株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月	当銀行入行	2011年6月	同	常務取締役事務本部長
1999年4月	同 人事部次長	2013年6月	同	代表取締役専務
2002年3月	同 県庁支店長	2016年6月	同	代表取締役副頭取
2005年6月	同 執行役員本店営業部長	2017年6月	同	代表取締役頭取（現任）
2007年6月	同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長			
2010年5月	同 常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長			

取締役候補者  
とした理由

新谷明弘氏につきましては、経営企画、リスク管理、人事等の業務について豊富な経験を有するとともに、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。2017年6月に頭取に就任し、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、成長戦略の推進を指揮してきました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

さ さ き とし ゆき  
佐々木 利幸

(1959年5月16日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 再任

2,200株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当銀行入行	2013年6月	同	取締役執行役員本店営業部長
2000年3月	同 営業統括部部長代理	2014年6月	同	取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長
2004年3月	同 秋田支店長	2015年6月	同	常務取締役事務本部長
2006年6月	同 郡山支店長	2017年6月	同	専務取締役営業本部長（現任）
2009年6月	同 東京支店長兼東京事務所長			
2011年6月	同 執行役員本店営業部長			

取締役候補者  
とした理由

佐々木利幸氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2017年6月に専務取締役営業本部長に就任し、当行の業績向上に貢献するとともに、県内各地公体との連携、再生可能エネルギーや輸送機関連など、県内の産業育成に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

く どう たか のり  
工藤 孝徳

(1961年1月22日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 再任

1,700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当銀行入行	2013年6月	同	取締役執行役員営業副本部長兼地域サポート部長
2005年4月	同 経営企画部次長	2014年6月	同	取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長
2006年4月	同 新潟支店長	2017年6月	同	常務取締役事務本部長
2008年6月	同 証券国際部長	2018年6月	同	常務取締役（現任）
2010年6月	同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長			
2011年6月	同 執行役員経営企画部長兼広報CSR室長			

取締役候補者  
とした理由

工藤孝徳氏につきましては、豊富な業務遂行の経験と実績に基づき、2017年6月に常務取締役に就任し、事務本部長のほか審査部門を統括し、事務リスク管理態勢の強化をはかるとともに、事業性評価を重視した融資態勢の構築や貸出資産の健全化に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5

はん だ  
半田 直樹

(1960年1月29日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 再任

1,610株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当銀行入行	2014年6月	同	執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長
2002年3月	同 本店営業部得意先課長	2016年6月	同	取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長
2005年4月	同 釧路支店長	2017年6月	同	常務取締役(現任)
2008年3月	同 能代駅前支店長			
2010年6月	同 審査部次長			
2011年6月	同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長			

取締役候補者  
とした理由

半田直樹氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2017年6月に常務取締役に就任し、経営企画、コンプライアンス、内部監査等を統括し、当行の経営課題への対応やコンプライアンス態勢の強化に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

つち や  
土谷 真人

(1962年11月7日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 再任

600株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当銀行入行	2014年6月	同	執行役員地域サポート部長
2007年3月	同 田代支店長	2017年4月	同	執行役員地域サポート部長兼公務室長
2009年6月	同 牛島支店長	2017年6月	同	取締役執行役員営業副本部長兼営業推進部長(現任)
2011年6月	同 秋田東エリア統括秋田東中央支店長			

取締役候補者  
とした理由

土谷真人氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2017年6月に取締役に就任し、営業副本部長および営業推進部長として当行の業績向上に貢献してきました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

かとう たかし  
加藤 尊

(1960年5月9日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 **再任**

900株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当銀行入行	2013年6月	同	東京支店長兼東京事務所長
2003年3月	同 東京支店次長	2014年6月	同	執行役員東京支店長兼東京事務所長
2005年4月	同 本店営業部部长代理兼渉外課長	2015年6月	同	執行役員大曲南エリア統括大曲支店長兼リ テール営業部大曲パーソナルプラザ統括長
2007年4月	同 本店営業部部长代理兼融資課長	2017年6月	同	取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR 室長(現任)
2008年3月	同 大館駅前支店長			
2011年6月	同 営業企画部長			

取締役候補者  
とした理由

加藤尊氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2017年6月に取締役に就任し、経営企画部長として、当行の経営課題への対応や当行の持続的成長のための計画立案を指揮してきました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

8

みな かわ つよし  
皆川 剛

(1967年7月2日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 **新任**

700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当銀行入行	2014年6月	同	本荘支店長
2010年6月	同 経営企画部部长代理	2017年6月	同	執行役員地域サポート部長
2011年6月	同 札幌支店長	2018年6月	同	執行役員地域未来戦略部長(現任)

取締役候補者  
とした理由

皆川剛氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2017年6月に執行役員に就任し、地域未来戦略部長として、当行の業績向上に貢献するとともに、地域やお客さまの課題解決に取り組んできました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

9

つじ よし ゆき  
辻 良之

(1956年7月2日生)

■ 所有する当銀行の株式の数

839株

再任

社外

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年12月 秋田いすゞ自動車株式会社取締役  
1999年5月 同 取締役副社長  
2002年4月 辻商事株式会社代表取締役社長（現任）  
2002年6月 辻不動産株式会社代表取締役社長（現任）  
2004年5月 秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長（現任）  
2008年12月 株式会社アテック代表取締役会長（現任）

2011年6月 コマツ秋田株式会社代表取締役会長（現任）  
2011年6月 秋田総合リース株式会社代表取締役会長（現任）  
2015年3月 ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長（現任）  
2016年11月 秋田商工会議所副会頭（現任）  
2017年6月 当銀行取締役（現任）  
2018年11月 秋田ゼロックス株式会社代表取締役会長（現任）

社外取締役  
候補者とした  
理由

辻良之氏につきましては、県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団体等の要職を務められております。2017年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。

こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

10

さかき じゅん いち  
榊 純一

(1954年12月23日生)

■ 所有する当銀行の株式の数

0株

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社  
2003年7月 同 航空宇宙事業本部民間エンジン事業部技術部長  
2004年7月 同 機械事業本部車両過給機事業部副事業部長  
兼品質保証部長  
2009年4月 同 車両過給機セクター副セクター長兼企画部長

2010年4月 株式会社IHI回転機械代表取締役社長  
2012年4月 株式会社IHI執行役員回転機械セクター長  
2017年4月 同 常務執行役員産汎事業領域副事業領域長兼  
車両過給機SBU長  
2018年4月 同 顧問（現任）  
2018年6月 当銀行取締役（現任）

社外取締役  
候補者とした  
理由

榊純一氏につきましては、石川島播磨重工業(株)（現(株)IHI）に入社し、(株)IHI 回転機械代表取締役社長を経て(株)IHI 常務執行役員に就任し、現在は(株)IHI 顧問に就任されておられます。2018年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。

企業経営に対する豊富な経験と輸送機等の産業分野に関する高度な専門知識を有し、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

11

なか た なお ふみ  
中田 直文

(1950年8月12日生)

■ 所有する当銀行の株式の数 **新任**  
1,000株 **社外**

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社大館製作所入社  
2009年5月 同 代表取締役社長（現任）  
2009年6月 大館桂工業株式会社代表取締役社長（現任）  
2009年7月 大館ビル株式会社代表取締役社長（現任）  
2013年10月 大館商工会議所会頭（現任）

社外取締役  
候補者とした  
理由

中田直文氏につきましては、県内を代表する製造業の代表取締役を長年にわたり務められているほか、大館商工会議所会頭などの要職に就任されておられます。

企業経営者として優れた人格と高い見識を有し、経営の諸問題における幅広い見識に基づき、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当行との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであり、その他の取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- (1) 辻良之氏は、秋田いすゞ自動車株式会社、辻兵商事株式会社、辻不動産株式会社、株式会社アテック、コマツ秋田株式会社、秋田総合リース株式会社、秋田ゼロックス株式会社およびロイヤルモーター株式会社の代表取締役であり、各社および同氏と当行の間には通常の銀行取引があります。
  - (2) 中田直文氏は、株式会社大館製作所、大館桂工業株式会社および大館ビル株式会社の代表取締役であり、各社と当行の間には通常の銀行取引があります。
2. 辻良之氏、榊純一氏および中田直文氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は、榊純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当行は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 辻良之氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
  - (2) 榊純一氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について  
辻良之氏および榊純一氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者の中田直文氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 取締役候補者の当行における地位および担当につきましては、32頁、33頁も併せてご覧ください。

## 社外取締役の独立性に関する判断基準

当行では、次の基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。

現在または最近<sup>(注) 1</sup>において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。

- 1 当行を主要な取引先とする者<sup>(注) 2</sup>またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 2 当行の主要な取引先<sup>(注) 3</sup>またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- 5 次に掲げる者の二親等内の親族
  - (1) 上記1から4に該当する者（重要な者<sup>(注) 4</sup>に限る。）
  - (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人

- (注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
- 2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、当行を主力取引銀行とする先で当行との取引が経営に重要な影響を与える先をいう。
  - 3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。
  - 4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

## 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」「賞与」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、株式報酬型ストック・オプションに代えて、新たに、当行の取締役を対象に、役位および業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

なお、本議案の承認可決を条件として、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会においてご承認いただきました、株式報酬型ストック・オプションの報酬枠を廃止し、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与は行わないことといたします。また、本制度の対象となる取締役に付与済みの株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案が承認可決されること、および、本制度が開始されることを条件として、当該取締役において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与いたします。

本制度の導入は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額1億8,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、本制度を導入し取締役に對して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる当行の取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案通り承認可決されますと8名となります。

本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の当行の取締役の報酬体系は、「基本報酬」「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はございませんでした。

## 2 本制度における報酬等の額および内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

① 本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・ 当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・ 3事業年度を対象として、合計120百万円 ・ ただし、2020年3月31日で終了する事業年度（以下、「本事業年度」という。）から開始する当初の対象期間においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、取締役に付与するポイントにかかる当行株式の取得原資として110百万円を上限とする金員を別途拠出
③ 対象取締役に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、21,600ポイント ・ ただし、本事業年度については、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、取締役に26,570ポイントを上限とするポイントを別途付与
④ 当行株式の取得方法（下記（2）のとおり。）	・ 当行株式は株式市場または当行（自己株式処分）から取得予定（本年度に設定する信託は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。） ・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2019年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.1%
⑤ 業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	・ 毎事業年度の業績目標（当期純利益等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動
⑥ 当行株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・ 取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時）

## (2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する3事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象とします。

当行は、対象期間ごとに120百万円を上限とする金員を、当行の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下、「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下、同じ。）します。ただし、当初の対象期間に関しては、当行は上記の金額を上限とする金員を拠出することに加えて、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として取締役に付与するポイントにかかる株式の取得原資として110百万円を上限とする金員を本信託に拠出します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。（本年度に設定する本信託については、株式市場から当行株式を取得する。）当行は、信託期間中、取締役に對するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、120百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、120百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に對する新たなポイント付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に對する当行株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

### (3) 取締役が交付等が行われる当行株式等の数の算定方法および上限

当行は、対象期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に取締役に対して、役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。

また、上記のとおり、本信託の設定後遅滞なく、本制度導入にともない株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を放棄した取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相応分のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下、「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

当行の取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、21,600ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。ただし、本事業年度については、かかる1事業年度あたりに付与されるポイントの総数とは別に、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、26,570ポイントを上限とするポイントを付与します。

### (4) 取締役に対する当行株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当行株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

### (5) 本信託内の当行株式に関する議決権

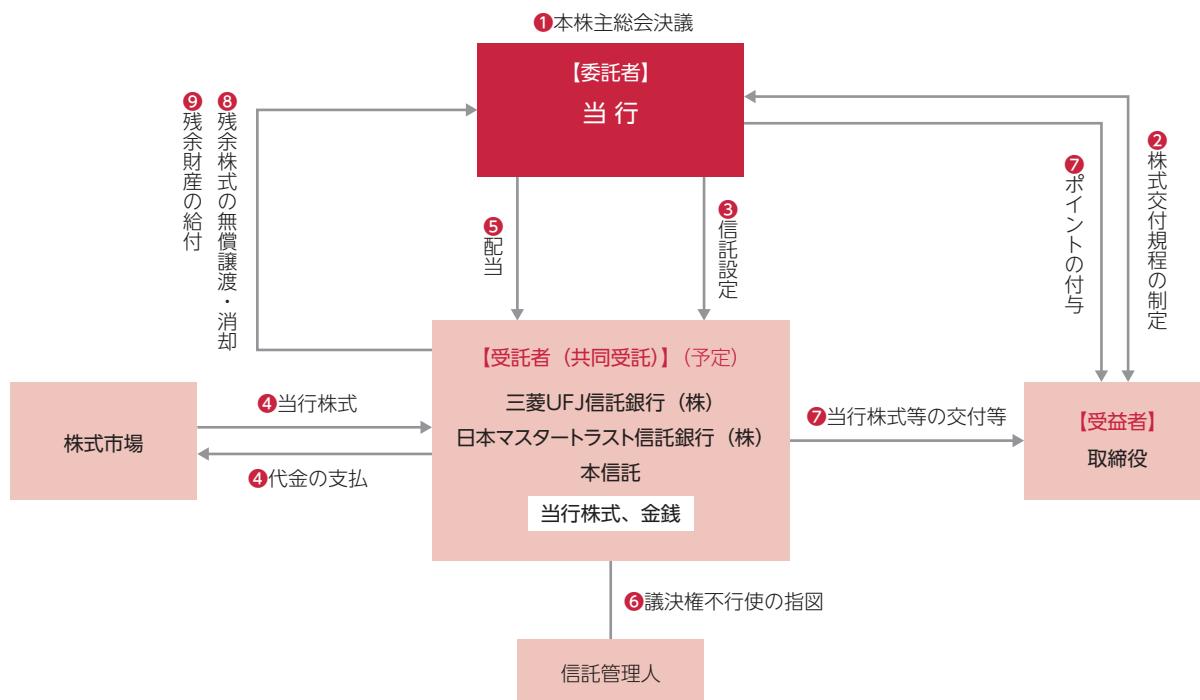
本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

### (6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2019年5月27日付「[株式報酬型ストック・オプション制度]の廃止および「業績連動型株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 2019年5月27日付プレスリリースからの抜粋



- ① 当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ② 当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として、当行株式を株式市場から取得します。(信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当行(自己株式処分)より取得することを予定しています。)本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、毎年一定の時期に、取締役在一定のポイントが付与されます。また、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、本信託の設定後遅滞なく、本制度の導入にともない株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を放棄した取締役に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に累積ポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当行は、本株主総会決議で承認を得た範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |          |   |
|----------|---|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| ②信託の目的   | 取締役に対するインセンティブの付与   |
| ③委託者     | 当行  |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））                           |
| ⑤受益者     | 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって当行と利害関係のない第三者  |
| ⑦信託契約日   | 2019年8月1日（予定）   |
| ⑧信託の期間   | 2019年8月1日（予定）～2022年8月31日（予定）  |
| ⑨制度開始日   | 2019年11月1日（予定）  |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。  |
| ⑪取得株式の種類 | 当行普通株式  |
| ⑫信託金の上限額 | 230百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）   |
| ⑬株式の取得時期 | 2019年8月2日～2019年10月31日（予定）<br>（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得（信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当行（自己株式処分）より取得を予定。）                           |
| ⑮帰属権利者   | 当行  |
| ⑯残余財産    | 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                        |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。     |

(以 上)

## 第116期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

###### (a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店96か店、出張所1か店、計98か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

###### (b) 金融経済環境

###### ○国内経済環境

当期の前半は、天候不順や自然災害の影響で個人消費や輸出が一時的に落ち込みました。年度後半は個人消費が底堅く推移したほか、好調な企業業績を背景に設備投資も堅調に推移し、景気は緩やかな回復が続きました。一方、公共投資は補正予算の縮小により減少傾向を辿りましたが、住宅投資は持ち直しの動きがみられました。この間、雇用・所得環境は、有効求人倍率が高い水準となるなど改善の動きが続きました。

###### ○県内経済環境

県内経済は、企業の生産活動が概ね堅調に推移するなど景気は持ち直しの動きが続きました。産業別では、主力の電子部品・デバイスは車載向けを中心に好調な動きが続きましたが、年度末にかけてやや減速感がみられました。商況は、百貨店・スーパー販売が底堅く推移したほか、自動車販売も新型車の投入効果などから好調が続きました。

###### ○金融環境

金融面では、新発10年物国債利回りは、日本銀行の金融政策の枠組み変更を受け一時0.15%台に上昇しましたが、世界的な株安を背景に年明け以降はマイナス圏で推移しました。日経平均株価は、世界景気の回復期待などを背景に10月に24,000円台に上昇した後、米長期金利急上昇を契機に年末には一時19,000円水準まで下落しましたが、その後回復し20,000～21,500円程度で推移しました。為替相場においては、一時1ドル=114円台をつけましたが金融市場の混乱を受けリスク回避の動きが強まり、年明けには104円台に急騰しました。年度末にかけては、米中貿易協議の進展期待や堅調な米経済を背景に1ドル=111円程度まで下落しました。

### (c) 事業の経過および成果

以上のような経営環境のもと、当行は2016年度より3年間にわたり中期経営計画「《あきぎん》みらいプロジェクト～創りたい未来、守りたい故郷～」において、「地域経済の質を高めること」および「住みよい地域社会を創造すること」を目指し、「地域活性化」を最重点戦略の一つに掲げ、次のような施策に取り組んでまいりました。

#### ○法人のお客さまへの取組み

お取引先企業の企業価値向上を通じて地域経済の底上げをはかるため、次の4つの取組みを強化してまいりました。

##### ① 成長産業への支援強化

当行では、「輸送機関連産業」「観光産業」「再生可能エネルギー関連産業」「医療・介護産業」および「アグリビジネス産業」の5分野を成長産業として定め、支援態勢の強化をはかってまいりました。2018年度は、観光分野において国の補助金制度を活用し、宿泊交流拠点として温泉施設の再生支援や発酵文化（「あきた発酵ツーリズム」）の発信拠点整備の支援など、地域の活性化につながる事業への支援を強化しました。

##### ② 「事業性評価融資」を通じた企業価値の向上

お取引企業との対話を重視し、ビジネスパートナーとして課題解決に向けた支援を実施しております。その取組みのひとつとして、決算書の内容や担保・保証だけで判断するのではなく、企業の事業性や成長性を評価した事業性評価融資による支援を強化しております。2018年度はこの事業性評価融資を用い輸送機関連業者へ総額41.7億円の大型シンジケートローンを組成し、事業拡大支援を実施いたしました。そのほか、当行の特長のひとつである7名の専門アドバイザーを活用した、実効性の高いコンサルティングも展開しております。

##### ③ 起業・創業者への一貫支援態勢の強化

当行では、事業者数の増加および新産業の創出による「地域経済基盤の維持・拡大」を目的に、起業・創業支援の取組みを強化しております。起業・第二創業を支援するプラットフォーム「<あきぎん> STARTUP Lab」における取組みを通じ、起業マインドの醸成から事業拡大まで一貫して支援する態勢を築いております。10月には秋田県内初となる「発達障害者特化型施設」の事業化を支援いたしました。これは「<あきぎん> STARTUP Lab」における取組みのひとつとして2017年度に開催したビジネスプランコンテストの最優秀プランであります。

#### ④ 後継者不足に対応した事業承継・M&A支援態勢の構築

後継者不足は秋田県が抱える大きな課題のひとつであります。当行では地域が抱える課題の解決をはかるべく、6月に事業承継・M&Aの専門部署を本部内に設置いたしました。担当者を増員のうえ対応を進めた結果、2018年度は前年度を大きく上回る約500件の支援を行いました。

#### ○個人のお客さまへの取組み

個人のお客さまの安定的な資産形成を実現するため、資産形成の重要性を広くお伝えするとともに、「お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）」の態勢強化を推し進めております。2018年度は投資セミナーやマネー講座を76回開催し、適切な投資判断に必要な知識や情報を幅広くお伝えしてまいりました。その結果、N I S A □座数やその残高は大幅に増加いたしました。

このほか、お客さまニーズや利便性の向上を目的にチャネルの拡大や新商品・サービスの取扱いを積極的に行っております。4月に個人向け「あきぎんアプリ」を導入し、スマートフォンを介したサービスの充実をはかり、多くのお客さまにご利用いただいております。

また、高齢化に対応する「認知症保険」の取扱いや「民事信託コンサルティング」業務の取扱いを開始し、お客さまサポート体制の充実をはかっております。

#### ○住みよい地域づくりに向けた取組み

高齢化に対応し、地域の活力を創造していくため、当行では「長活き」をキーワードに各種施策に取り組んでおります。

2016年4月に開校した「あきぎん長活き学校」では、「長活きの秘訣を、学びあう」をコンセプトに、これまで県内9地域で授業を開催し、延べ3,400名を超える方々にご参加いただいております。県内各地で様々なジャンルで活躍している方を講師としてお招きし、多彩なテーマの授業を展開してまいりました。また、秋田市大森山動物園「あきぎんオモリンの森」におけるガーデニング活動やワークショップ形式の授業開催により、学生同士の交流が生まれるなど、シニアの社会参加を後押ししております。

このほか、地域貢献に向けた取組みとしてC S R私募債による社会貢献や県内企業・市町村との各種協定に基づく施策の実施などに力を入れております。C S R私募債は、お客さまからいただく手数料の一部を活用し、学校や医療・福祉機関などへ寄贈品を贈る仕組みを付帯したものです。2017年10月の取扱い開始以降、71件の実績となりました。また、金融経済教育にも力を入れており、小学生を対象とした「あきぎんワクワク探検隊」を毎年夏休み期間中に開催しております。他にも、職場見学を積極的に受け入れ、2018年度は14件（80名）の児童・生徒が当行を訪れております。

### ○人材育成・活用

2015年4月に女性活躍推進プログラムを制定し、管理職層・監督職層に占める女性の割合が上昇してきております。2018年度は管理職層に占める女性の割合は約3%、監督職層に占める女性の割合は約18%となるなど、上位役席への女性の登用を着実に進めております。

### ○店舗

お客さまの利便性向上、営業基盤の拡大および効率化の観点から店舗ネットワークの整備に取り組んでおります。

当期におきましては、2018年4月に札幌市内で2か店目となる宮の沢支店を開設いたしました。また、7月には刈和野支店を大仙市西仙北庁舎内に移転し、10月には船越支店を新築移転いたしました。

## (d) 主要勘定の状況

### ○総預金

個人預金は増加したものの、法人および地方公共団体からの預金が減少したことにより、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比192億円減少し、2兆6,756億円となりました。

期中平均残高は、前期比203億円増加し、2兆6,784億円となりました。

### ○貸出金

事業先向け貸出および個人ローンは増加したものの、地公体向け貸出が減少したことにより、貸出金の期末残高は前期末比49億円減少し、1兆6,712億円となりました。

期中平均残高は、前期比341億円増加し、1兆6,691億円となりました。

### ○有価証券

期末残高は、前期末比1,252億円減少し、6,734億円となりました。

期中平均残高は、前期比1,120億円減少し、7,160億円となりました。

### ○損益

経常収益は、資金運用収益の減少により、前期比8億6,200万円減少し、402億600万円となりました。経常費用は、資金調達費用の減少により、16億2,400万円減少し、341億6,100万円となりました。

この結果、経常利益は7億6,200万円増益の60億4,500万円となりました。当期純利益は1億円増益の41億200万円となりました。

## b 対処すべき課題

当行が営業基盤とする秋田県をはじめ、多くの地域では生産年齢人口の減少など社会構造の変化が加速し、採用難や経営者の高齢化、後継者不足が深刻化するなど今後の地域経済に大きな影響を与え得る課題が顕在化しております。今後、地域がさらに厳しい環境に置かれるなか、地方銀行である当行の最大の目的は「地域課題の解決」ひいては「地域経済の成長実現」と考えております。

一方、銀行業界においては低金利の長期化に加え、デジタル技術の進化にともない、決済取引などの金融分野への他業態の参入が続いております。経営環境は厳しさを増しており、事業領域の拡大および経営資源の再配分を通じた持続可能性の高い収益構造への転換は、当行が乗り越えるべき大きな経営課題と考えております。

このため、当行ではすべての活動の起点を「地域課題の解決、地域経済の成長」に置き、コンサルティングを通じて現れるあらゆるニーズに対応していくこと、そして当行が圧倒的に強い事業領域を確立し、収益構造を変革することによって地域と当行の持続可能性の向上を目指す新たな中期経営計画「価値共創～Grow with Our Community～」(2019年度～2021年度)をスタートさせました。改革の方向性は「地域経済の成長を最大目的とする本業の強化」、「グループ・外部連携等による総合力の向上」、「地域課題に対応するコアコンピタンスの確立」、「将来の変化に対応する事業構造の見直し」であり、さらに経営の透明性・客観性の向上、コンプライアンスの徹底などコーポレート・ガバナンスを一層強化していくことで「ステークホルダーにとっての魅力向上」を実現してまいります。

地域と当行の新たな価値を創造し、経営理念である「地域共栄」の実践に役職員一同、全力を尽くしてまいります。皆さまの一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	24,255	24,574	25,500	25,781
定期性預金	10,843	10,406	10,200	10,007
その他	13,411	14,167	15,299	15,774
貸 出 金	16,032	16,403	16,761	16,712
個人向け	3,580	3,711	3,785	3,910
中小企業向け	4,911	4,999	5,220	5,467
その他	7,540	7,692	7,755	7,335
商品有価証券	3	6	6	5
有 価 証 券	10,392	9,750	7,986	6,734
国 債	3,566	3,157	1,948	1,263
その他	6,825	6,592	6,037	5,471
総 資 産	29,857	29,718	31,399	30,177
内 国 為 替 取 扱 高	129,550	131,835	128,863	129,126
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 953	百万ドル 1,202	百万ドル 1,031	百万ドル 799
経 常 利 益	百万円 9,280	百万円 5,800	百万円 5,283	百万円 6,045
当 期 純 利 益	百万円 6,416	百万円 4,502	百万円 4,002	百万円 4,102
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 34.94	円 銭 248.07	円 銭 222.95	円 銭 228.52

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。  
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。  
 4. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益については、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,371人	1,385人
平 均 年 齢	39年 0月	38年 10月
平 均 勤 続 年 数	16年 6月	16年 3月
平 均 給 与 月 額	390千円	391千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には臨時雇用および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く2019年3月中（前年度は2018年3月中）の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
秋 田 県	81店 うち出張所 (1)	81店 うち出張所 (1)
北 海 道	3 (―)	2 (―)
青 森 県	3 (―)	3 (―)
岩 手 県	1 (―)	1 (―)
宮 城 県	3 (―)	3 (―)
福 島 県	5 (―)	5 (―)
新 潟 県	1 (―)	1 (―)
東 京 都	1 (―)	1 (―)
合 計	98 (1)	97 (1)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を157か所（前年度末175か所）設置しております。  
 また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を64か所および株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を181か所それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
宮の沢支店	北海道札幌市西区発寒6条11丁目1-1

(注) なお、当年度中において店舗外現金自動設備については、下記の18か所を廃止いたしました。

- 比内総合支所出張所 (大館市)
- 岩城町支店亀田出張所 (由利本荘市)
- 西大橋出張所 (大館市)
- イオン横手店出張所 (横手市)
- サンライフ秋田出張所 (秋田市)
- 秋田市水道局出張所 (秋田市)
- カダーレ出張所 (由利本荘市)
- 新屋支店秋田公立美術大学出張所 (秋田市)
- 山本地方総合庁舎内出張所 (能代市)
- 北秋田地方総合庁舎内出張所 (北秋田市)
- 鹿角地方総合庁舎内出張所 (鹿角市)
- 仙北地方総合庁舎内出張所 (大仙市)
- 平鹿地方総合庁舎内出張所 (横手市)
- 雄勝地方総合庁舎内出張所 (湯沢市)
- 由利地方総合庁舎内出張所 (由利本荘市)
- 港北支店陸上自衛隊秋田駐屯地出張所 (秋田市)
- 秋田東中央支店マルダイ広面店出張所 (秋田市)
- 大町支店保戸野出張所 (秋田市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	2,647
---------------	-------

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 の 新 築 ・ 改 修、 設 備 更 新	477
ソ フ ト ウ ェ ア の 導 入 ・ 更 新	1,054
事 務 機 器 等 の 新 設 ・ 更 新	986
現 金 自 動 受 払 機 の 更 新	128

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目2番1号	コンサルティング業務	2015年 6月26日	75百万円	100.00%	
(株)秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保証業務	1979年 10月3日	420	100.00	
(株)秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カード業務	1990年 8月8日	50	61.00	
(株)秋田ジェーシーピーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カード業務	1986年 4月2日	50	60.00	
(株)秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リース業務	1975年 5月29日	50	57.00	

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社および富士通フロンテック株式会社との提携（バンクタイム）により、秋田県内のコンビニエンスストアの店舗内に設置した、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湊屋隆夫	取締役会長 (代表取締役)		
新谷明弘	取締役頭取 (代表取締役)		
佐々木利幸	専務取締役 営業本部長 営業本部担当		
高田眞千	専務取締役 人事部、総務部、証券国際部、市場運用部および東京事務所担当		
工藤孝徳	常務取締役 事務統括部、システム部および審査部担当		
半田直樹	常務取締役 秘書室、経営企画部、リスク統括室、コンプライアンス統括部および監査部担当		
加藤尊	取締役 執行役員経営企画部長兼広報CSR室長		
土谷真人	取締役 執行役員営業副本部長兼営業推進部長		
西村紀一郎	取締役（社外）	山二施設工業株式会社 代表取締役 山二建設資材株式会社 代表取締役 株式会社山二 代表取締役会長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
辻 良之	取締役 (社外)	辻兵商事株式会社 代表取締役社長 辻不動産株式会社 代表取締役社長 秋田いすゞ自動車株式会社 代表取締役社長 株式会社アテック 代表取締役会長 コマツ秋田株式会社 代表取締役会長 秋田総合リース株式会社 代表取締役会長 秋田ゼロックス株式会社 代表取締役会長 ロイヤルモーター株式会社 代表取締役会長 秋田商工会議所副会頭	
榊 純一	取締役 (社外)		
小野 秀人	取締役 (常勤監査等委員)		
佐藤 雅彦	取締役 (常勤監査等委員)		
北嶋 正	取締役 (社外) (監査等委員)	株式会社プロデュース・プロ 代表取締役会長	
諸橋 正弘	取締役 (社外) (監査等委員)		
小林 憲一	取締役 (社外) (監査等委員)		

- (注) 1. 取締役西村紀一郎氏、辻良之氏、榊純一氏、北嶋正氏、諸橋正弘氏および小林憲一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役榊純一氏、諸橋正弘氏および小林憲一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役小野秀人氏および佐藤雅彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との密接な連携、執行部門からの報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在任期間をもとに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	13名	179 (34)
取締役（監査等委員）	5名	31
監 査 役	4名	9
計	22名	220 (34)

- (注) 1. 当行は、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行（以下、本移行）しており、監査役の支給人数および報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人数および報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
2. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額14百万円を含めており、それらを（ ）内書きしております。また、上記の取締役および監査役の支給人数ならびに報酬等の金額には、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち1名は取締役（監査等委員）に就任）および監査役4名（うち1名は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任、2名は取締役（監査等委員）に就任）を含めております。
3. 株主総会決議で定められた報酬限度額は次のとおりであります。
- 本移行前においては、2006年6月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、取締役が年額173百万円以内、監査役が年額50百万円以内であります。また、上記の取締役の報酬等の限度額とは別に、2009年6月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、年額30百万円以内であります。
- 本移行後においては、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額180百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）、取締役（監査等委員）が年額55百万円以内であります。また、上記の取締役の報酬等の限度額とは別に、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとして取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、年額30百万円以内であります。
4. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬22百万円を支給しております。

### (3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である西村紀一郎氏、辻良之氏、榊純一氏、北嶋正氏、諸橋正弘氏および小林憲一氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
西村紀一郎	山二施設工業株式会社代表取締役 山二建設資材株式会社代表取締役 株式会社山二代表取締役会長
辻良之	辻兵商事株式会社代表取締役社長 辻不動産株式会社代表取締役社長 秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長 株式会社アテック代表取締役会長 コマツ秋田株式会社代表取締役会長 秋田総合リース株式会社代表取締役会長 秋田ゼロックス株式会社代表取締役会長 ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所副会頭
榊純一	該当ありません。
北嶋正	株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長
諸橋正弘	該当ありません。
小林憲一	該当ありません。

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。  
 2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における 発言その他の活動状況
取締役 西村紀一郎	9か月	取締役または監査役として、当期開催の取締役会14回中11回出席、監査役退任までの当期開催の監査役会6回中5回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
取締役 辻 良之	1年9か月	当期開催の取締役会14回中11回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
取締役 榊 純一	9か月	就任後開催の取締役会11回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っております。
取締役（監査等委員） 北嶋 正	9か月	取締役または監査役として、当期開催の取締役会14回全てに出席、監査役退任までの監査役会6回全てに出席、取締役（監査等委員）就任後開催の監査等委員会10回中9回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
取締役（監査等委員） 諸橋 正弘	9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、取締役（監査等委員）就任後開催の監査等委員会10回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小林 憲一	9か月	就任後開催の取締役会11回中10回出席、監査等委員会10回全てに出席	地方行政および各種分野に長く携わった経験と見識から発言を行っております。

(注) 当行は、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

**(3) 社外役員に対する報酬等**

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	16 (1)	—

- (注) 1. 上記の支給人数および報酬等の金額には、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名分を含めております。
2. 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額1百万円を含めており、それを( )内書きしております。
3. 上記のほか、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名に対し、役員退職慰労金1百万円を支給しております。

**(4) 社外役員の意見**

該当事項はありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	68,745千株
	発行済株式の総数	18,093千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 9,486名

#### (3) 大株主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	804千株	4.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	636	3.54
日本生命保険相互会社	625	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	603	3.36
秋田銀行職員持株会	599	3.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	469	2.61
GOVERNMENT OF NORWAY	353	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	346	1.93
住友生命保険相互会社	344	1.92
清水建設株式会社	262	1.46

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（143,074株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 深田建太郎 指定有限責任社員 木村 大輔	55	(注) 1

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り額の算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
3. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は55百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保するための体制の内容の概要＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

### (1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。
- b 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- c コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- d コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会および監査等委員会に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役および監査等委員会に報告する。監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会へ報告する。
- e 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。また、コンプライアンス相談窓口のほか、コンプライアンス統括部、人事部、常勤監査等委員および外部弁護士を窓口とした「あきぎんヘルプライン」を設置し、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる体制を整備する。（子会社各社の役職員による通報も可能とする。）

なお、通報を受けた窓口は、ただちに通報事項を所管する取締役および監査等委員会に対して報告を行う。

「あきぎんヘルプライン」への通報者に対し、不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。
- f 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

## (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

## (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- b リスク管理に関する統括部門として、リスク統括室を設置する。
- c 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

## (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。  
なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。
- b 取締役会は経営計画を決定し、行内に周知する。
- c 経営企画部を担当する取締役は、経営計画の進捗状況を、3か月に1回取締役会に報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。
- d 各部門を担当する取締役は、担当する部門の実施すべき具体的な施策および効率的な職務執行体制を構築する。  
なお、効率的な職務執行体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

## (5) 当行およびその子会社から成る企業集団（以下、「グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- a 当行および子会社各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。
- b 当行の経営企画部を担当する取締役は、子会社各社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

- c 当行は、関連会社管理規程において、子会社各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役および子会社各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、子会社各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。
- d 当行の子会社各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行のリスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行のリスク統括室は、グループ全体のリスク管理の統括部署として、必要に応じて、子会社各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。
- e 当行は、子会社各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制を子会社各社に準拠させることなどにより、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- f 当行は、子会社各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、子会社各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、子会社各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。
- g 当行の監査部は、子会社各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部を担当する取締役および監査等委員会に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。
- h 当行および子会社各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

**(6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- a 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重し当行の職員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名する。
- b 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への監査等委員会の職務に関する指示、命令する権限は監査等委員会に委譲されたものとし、当該職務について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示、命令は受けないものとする。

**(7) 監査等委員会への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- a 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当行および子会社各社の役職員の職務の執行にかかる重大な法令違反、不正行為の事実またはグループ全体に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、これを監査等委員会に報告する。
- b 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。

**(8) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項**

- a 当行は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。
- b 緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査等委員は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。

**(9) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- a 代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- b 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。
- c 監査等委員は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、常務会をはじめとする重要な会議に出席することができる。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当行およびその子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムの当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

**(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役会において決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、情報事故防止態勢の強化等の重点的プログラムをはじめとする、コンプライアンスの充実・強化に向けた施策に取り組みました。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンス・モニタリングの結果等をコンプライアンス関連報告として四半期ごとに取締役会へ報告しました。

**(2) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

年度ごとに策定するリスク管理計画のもと、リスクの状況（リスク量のモニタリング結果等）を四半期ごとに取締役会に報告しました。また、ALM委員会をはじめとする各種委員会を開催し、その結果を定期的に取締役会に報告しました。

**(3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

定例取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催しました。また、取締役会より委任を受けた事項を協議・決定する機関である「常務会」を81回開催し、権限委譲された事項を決定しました。

**(4) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

関連会社管理規程に基づき、関連会社定例会議を毎年1月と7月に開催するなど、グループ各社の状況を把握、管理しております。また、グループ各社の業況は、四半期ごとに取締役会に報告しました。

**(5) 当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査等委員が常務会に出席し、非常勤を含むすべての監査等委員が取締役会に出席しております。また、監査等委員は随時、役職員に必要な情報を求めることが可能であり、役職員は監査等委員からの依頼に対して適切に対応しております。

## 8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11 その他

該当事項はありません。



# 第116期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	26,889	40,206
貸付金	16,764	
有価証券	9,583	
買預そ	231	
受そ	0	
の他	112	
の他	197	
の他	6,148	
の他	1,754	
の他	4,394	
の他	3,524	
の他	90	
の他	2	
の他	3,430	
の他	2	
の他	0	
の他	3,643	
の他	0	
の他	2,896	
の他	42	
の他	704	
経常費用	1,468	34,161
預借金	526	
の他	36	
の他	454	
の他	185	
の他	0	
の他	6	
の他	259	
の他	2,966	
の他	274	
の他	2,692	
の他	4,459	
の他	2,765	
の他	1,693	
の他	23,299	
の他	1,966	
の他	744	
の他	26	
の他	0	
の他	614	
の他	18	
の他	562	
経常利益	25,421	6,045

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

(単位：百万円)

科 目							金	額
特	別	利	益	処	分	益		10
特	固	定	資	産	分	損	10	
	別	損	産	失	分	失		262
	固	資	産	処	分	損	91	
	減	損	産	損	分	失	170	
税	引	前	当	期	純	利		5,792
法	人	住	民	税	及	益	2,022	
法	人	税	等	調	整	事	△332	
法	人	税	等	合	計	業		1,690
当	期	純	利	益	計	税		4,102

## (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	595,933	預 渡 性 預 金	2,574,268
コールローン及び買入手形	1,480	コールマネー及び売渡手形	94,074
買入金銭債権	8,182	債券貸借取引受入担保金	11,999
商品有価証券	536	債券貸借取引受入担保金	45,913
有価証券	670,231	借 用 金	83,799
貸 出 金	1,667,321	外 国 為 替	270
外 国 為 替	1,471	そ の 他 負 債	12,279
そ の 他 資 産	57,808	役 員 賞 与 引 当 金	20
有 形 固 定 資 産	20,617	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,666
建 物	7,448	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21
土 地	10,702	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	639
リ ー ス 資 産	2	偶 発 損 失 引 当 金	726
建 設 仮 勘 定	110	繰 延 税 金 負 債	9,609
その他の有形固定資産	2,353	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,598
無 形 固 定 資 産	1,737	支 払 承 諾	8,333
ソ フ ト ウ ェ ア	1,552	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>2,846,221</b>
その他の無形固定資産	184	<b>(純資産の部)</b>	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,811	資 本 金	14,100
繰 延 税 金 資 産	344	資 本 剰 余 金	9,212
支 払 承 諾 見 返	8,333	利 益 剰 余 金	121,664
貸 倒 引 当 金	△12,193	自 己 株 式	△509
投 資 損 失 引 当 金	△0	株 主 資 本 合 計	144,468
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,452
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,980
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,238
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	33,194
		新 株 予 約 権	84
		非 支 配 株 主 持 分	646
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>178,393</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>3,024,615</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>3,024,615</b>

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		45,163
資金運用収益	26,524	
貸出金利	16,803	
有価証券利息	9,175	
コールローン利息及び買入手形利息	231	
買預金の先金利息	0	
その他の受入利息	112	
役務の引当	201	
その他の業務収益	6,896	
その他の業務収益	8,072	
その他の業務収益	3,669	
償却の他の債権取立	0	
その他の経常収益	3,668	
経常費用		38,849
資金調達費用	1,480	
預讓渡金性預金利息	526	
コールマネー利息及び売渡手形利息	35	
債券貸借取引支払利息	454	
借入金の支払利息	185	
その他の支払利息	11	
役務の引当	266	
その他の業務費用	2,473	
その他の業務費用	8,705	
その他の業務費用	24,070	
その他の業務費用	2,120	
貸倒の引当	670	
その他の経常費用	1,449	
経常特別利益		6,313
特別固定資産処分益	10	10
特別固定資産処分損失	91	262
減損	170	
税金等調整前当期純利益		6,061
法人税、住民税及び事業税	2,216	
法人税等調整額	△312	
法人税等合計		1,904
当期純利益		4,157
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		4,142

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社 秋田銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	小 野 秀 人	Ⓔ
常勤監査等委員	佐 藤 雅 彦	Ⓔ
監 査 等 委 員	北 嶋 正	Ⓔ
監 査 等 委 員	諸 橋 正 弘	Ⓔ
監 査 等 委 員	小 林 憲 一	Ⓔ

(注) 1 監査等委員 北嶋正、諸橋正弘および小林憲一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2 当行は、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2018年4月1日から2018年6月26日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

(以 上)

# 株主総会会場ご案内略図

会場

秋田市山王三丁目2番1号

秋田銀行本店10階大会議室

☎ (018) 863-1212 (代表)



■お願い

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



地球環境を考え、  
植物油インキを  
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。